

平成 28 年 5 月 25 日

東京電力パワーグリッド株式会社

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正  
に伴う設備認定制度変更等の取扱いに関するお知らせ

本日、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正法（以下、「改正再エネ特措法」といいます。）が国会において成立し、平成 29 年 4 月 1 日に施行されます。

改正再エネ特措法により、設備認定制度が変更され、改正再エネ特措法の施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに接続契約を締結していない場合は原則として取得済みの設備認定の効力が失われます。改正再エネ特措法の詳細については、資源エネルギー庁のホームページ（「なっとく！再生可能エネルギー※」等）をご確認ください。また、設備認定および接続契約等について、以下の点にご留意ください。

※URL [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/kaisei.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/kaisei.html)

- (1) 認定の効力が失われる場合は、既に確保していた「調達価格」も失われます。
- (2) 改正再エネ特措法の施行日前日までに接続契約の締結を希望される場合、平成 28 年 6 月 30 日までに東京電力パワーグリッドへお申込み※いただきますようお願いいたします。お申込みが平成 28 年 7 月 1 日以降となる場合は、改正再エネ特措法の施行日前日までに接続契約を締結できない場合があることをご了承ください。なお、発電設備の規模や系統連系の地点によっては、検討に要する期間が異なりますので、速やかにお申込みいただきますようお願いいたします。また、接続検討後の意思表明書につきましても、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

※ 平成 28 年 6 月 30 日までに東京電力パワーグリッドへのお申込みが必要なことから、発電者様で小売電気事業者を通してお申込みをされる場合は、各小売電気事業者へご相談ください。また、東京電力パワーグリッドへ直接お申込みをされる場合は、ネットワークサービスセンターへご相談ください。

※ 買取条件等については各小売電気事業者に個別にご相談ください。

※ お申込みにあたっては、

- ・小売電気事業者を通して東京電力パワーグリッドへお申込みの場合：

詳細は各小売電気事業者へご相談ください。

・ 東京電力パワーグリッドへ直接お申込みの場合：

接続検討申込書（低圧単独申込は除く）および発電量調整供給契約申込書（ともに添付資料を含む）のご提出および接続検討料のお支払い（低圧単独申込は除く）をお願いいたします。

※ 低圧単独申込（島嶼分は除く）の場合は、お申込みいただいた書類に不備等がなければ、速やかに承諾（＝契約締結）させていただきますが、年度末にかけてお申込みが集中することが想定されますので、早期のお申込みをお願いいたします（書類不備等が発生しないようご注意ください）。

※ 島嶼分につきましては、系統連系が可能な量が限られておりますので個別にご相談をお願いいたします。

事業所一覧（離島エリア参照 <http://www.tepco.co.jp/about/office/tokyo.html>）

(3) 改正再エネ特措法の施行日前日までに接続契約を締結した場合でも、接続契約の締結後に国が定める期日までに発電事業計画を国へ提出されな  
いとき等には、認定が取り消され、既に確保していた「調達価格」も失わ  
れる場合があります。

(4) 平成 24 年度、25 年度の調達価格を「告示に規定する接続申込書」によ  
って確保されている場合においても、改正再エネ特措法の施行日前日ま  
でに接続契約が締結されていない場合は、取得済みの認定の効力が失われ、  
既に確保していた「調達価格」も原則として失われます。なお、改正再エ  
ネ特措法の施行日前日までに接続契約の締結を希望される場合は、遅く  
とも平成 28 年 6 月 30 日までに東京電力パワーグリッドへお申込みをいた  
だきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、前述の（2）をご参照願います。

(5) 改正再エネ特措法の施行日前日までに接続契約を締結していない場合  
においても、接続契約にかかる時間を考慮し、原則によらず下表の場合に限  
り猶予期間内に接続契約を締結することで、現在の認定を改正再エネ特措  
法下の認定とみなすこととなります。但し、平成 28 年度の調達価格の適用  
を希望される発電者様（太陽光発電設備を設置される方に限ります。）で下  
表により、認定が失効しない場合においても、平成 29 年 3 月 31 日までに  
接続契約を締結できなければ、同年度の調達価格が適用されない可能性が  
ございますので、平成 28 年度の調達価格の適用をご希望される場合は、平  
成 28 年 6 月 30 日までに東京電力パワーグリッドへお申込みをいただきま

すようお願いいたします。

対象ケース	猶予期間
認定から改正再エネ特措法施行日までに十分な期間（9ヶ月）を確保できない場合	認定日から9ヶ月
電源接続案件募集プロセス（系統入札プロセス）（※）に入っている場合 ※系統増強の工事費負担金を複数の事業者で共同負担するための電源接続案件募集の手続き	プロセス終了から6ヶ月

以上